

第1回宮城県障害者ボッチャ大会
兼 第21回全国障害者スポーツ大会選手選考会
実施要項

1 目的

スポーツを通じて体力の維持・増進を図り、明朗快活かつ積極的な性格と協調精神を養い、明るい生活の形成に寄与するとともに、県民・市民との交流により、障害者に対する深い理解と関心の高揚を期し、もって障害者の社会参加促進に資することを目的とする。

2 主催

宮城県／一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会

3 共催(予定)

社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会

4 後援(予定)

宮城県教育委員会／公益財団法人宮城県スポーツ協会

5 競技主管

宮城県障害者スポーツ指導者協議会

6 開催期日・会場

地区	日時	会場
北部大会	2021年4月17日(土) 午前11時～午後5時	美里町トレーニングセンター 遠田郡美里町北浦字下新田 97-1
南部大会	2021年4月24日(土) 午前11時～午後5時	大河原町東部屋内運動場 柴田郡大河原町大谷字山下 4 4

※新型コロナウイルス感染状況により、延期又は中止とする場合もある。

【参加対象市町村】

- 北部大会 気仙沼・本吉地域(気仙沼市・南三陸町)・登米地域(登米市)・栗原地域(栗原市)
大崎地域(大崎市・加美町・色麻町・涌谷町・美里町)
石巻地域(石巻市・東松島市・女川町)
仙台地域(塩竈市・多賀城市・富谷市・利府町・松島町・七ヶ浜町・大郷町・大和町・大衡村)
- 南部大会 仙南地域(名取市・岩沼市・白石市・角田市・川崎町・村田町・大河原町・亘理町・山元町・丸森町・七ヶ宿町・蔵王町・柴田町)

7 出場資格

出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 2021年4月1日現在、12歳以上の者で、申込時において仙台市を除く宮城県内に現住所を有する者。または、仙台市を除く宮城県内の施設や学校等へ入所、通所、通学する者。
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、又はその取得の対象に準ずる障害のある者で、「別表_1 障害区分表」の障害区分に該当する肢体不自由者
- (3) 本選考会にエントリーしたものは、他の競技会(陸上・水泳・卓球・フライングディスク・アーチェリー・)へ出場できない。

8 競技規則

2021年度に適用される全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、本大会要項、競技要領、大会申し合わせ事項による。

9 競技方法

- (1) 競技は、競技スタイルごとのリーグ戦とし、試合は2エンドの個人戦とする。
- (2) プールは、男女の区別なく「立位」と「座位」の2区分とする。但し、申込み状況により変更する場合がある。
- (3) 試合は、2エンドの総得点で勝敗を決める。2エンド終了時、同点の場合は、タイブレイク（ファイナルショット制度）で勝敗を決める。
- (4) 試合球は、感染予防の為、主催者が用意したボールを使用する。

10 表彰

- (1) プールごと1位の者にメダルを授与する。
- (2) 表彰式は実施しない。メダルは後日送付する。

11 参加申し込み

出場申込票に必要な事項を記入の上、2021年3月27日（土）までに、下記申込先まで、郵送、e-mail、FAXにて申し込むこと。

※出場申込書は協会ホームページ（<http://www.mpsa.jp/>）よりダウンロードできる。

<申込先> 一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会

〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-6-2

FAX : 022-257-1062 / e-mail : kensupo1988@poplar.ocn.ne.jp

12 全国大会派遣選手の選考

- (1) 今大会の記録は、下記全国大会への派遣候補選手選考の参考記録となり、別途開催される選考委員会において最終決定される。ただし、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱により2021年4月1日現在、満13歳以上の選手が対象となる。なお、選考は全国大会主催者が指定した出場選手数に基づき、地域、障害区分、性別、出場回数等を考慮して行われる。

<第21回全国障害者スポーツ大会：2021年10月23日～25日於：三重県>

- (2) 上記全国大会へは、宮城県から派遣される。ただし、申込時に施設や学校等に入所及び通所並びに通学する者は、その所在地から参加できるものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大等の不測の事態により上位大会が中止となる場合がある。

13 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の収束に見通しが立たない中、可能な限りの対策を講じ実施するが、参加予定の選手についても、下記事項を熟読し了承した上で申し込むこと。

- (1) 来場する者全員（選手、コーチ、アシスタント、介添者）が体調チェックシートを提出すること。事前に自宅等で体温を測り、体調チェックシートに記入すること。
- (2) 受付前に検温所で検温及び体調チェックシートにより体調の確認を行う。担当者の指示に従うこと。
- (3) 体調がすぐれない者の会場への入場はできない。
- (4) 競技中以外はマスクを着用すること。なお、マスクは必ず持参すること。
- (5) こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行うこと。
- (6) 競技中以外は、対人距離をしっかりと確保し、大きな声での応援は控えること。

- (7) 無観客にて実施する。応援者の入場はできない。
- (8) 介添者については、最小限の人数で実施すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、変更や中止する可能性がある。
- (10) 開会式および閉会式、表彰式は実施しない。競技が終了した選手から解散となる。

1.4 その他

- (1) 参加に係る費用は参加者負担とする。
- (2) 大会関係者（コーチ・アシスタント・選手等）は室内シューズを着用すること。但し、車いすはその限りではない。
- (3) IDカードを使用した入場制限を実施する。会場内には、IDカードを発行された者のみしか入場できない。IDカードは大会期間中携帯すること。
- (4) 開会式、閉会式及び表彰式は実施しない。競技が終了した選手から随時解散とする。
- (5) 主催者が発行する広報媒体において、選手その他の参加者の映像、写真、競技記録及び名前等を掲載することがあるほか、テレビ・新聞等の報道機関関係者及び主催者が障害者スポーツの振興に資するものと認めて撮影等を許可した団体関係者が来場し、選手その他の参加者の映像、写真、競技記録及び名前等が広報媒体に掲載されることがある。参加者はこのことをあらかじめ了承のうえで参加するものとする。
- (6) 出場選手の健康・安全管理については、事前に医師の診断を受けるなど、各自において十分配慮すること。主催者側においては、大会時の傷害保険の加入と応急処置を行う以外については、一切責任を負わない。なお、競技中の負傷に対する保証は、大会において加入する保険の適用範囲内とする。普段の練習の事も含めて考えて不足と思われる際は、各自において別途加入すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、変更や中止になる場合は、宮城県障害者スポーツ協会ホームページへ掲載するほか、参加申し込みをされた団体等へも連絡する。

【 注意事項：障害区分・競技アシスタントについて 】

●ボッチャ競技の障害区分は全て投球時の姿勢を基準とする。

(1) 車いす利用者・座位者

(ア) 四肢麻痺者・片麻痺者等、車いすまたは椅子座位で競技する選手

(イ) 投球はできるが、車いすの方向を変えたり、移動したりすることが機能的に困難な選手

(ウ) 投球することが困難で、ランプを使用して競技する選手。

※ (イ) 及び (ウ) の選手は、1選手に1人競技アシスタントが認められる。

(2) 立位者

立位で競技する者。競技においては、日常的車いすを使用しているものでも、投球時に立っているかどうかで判断される。

●競技アシスタント

(1) 車いす使用者のうち、移動したり方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランプ使用者について、選手1名につき1名のアシスタントを認める。

(2) 競技アシスタントは移動すること、方向を変えること、投球することに対して補助するものであって、選手の意思を離れて競技に介入することは許されない。

【 別表_1 宮城県障害者ボッチャ大会 障害区分表 】

◎：男女区別・年齢区分なし

			区分 番号	障害区分・解説	競技スタイル	
					立位	座位
肢体 不自由	I	切断・ 機能障害	1	多肢切断・両下肢完全で立位 【解説】上肢・下肢の4肢のうち、3肢を切断し、義足等を使用して立位で競技する者。もしくは、脳原性麻痺以外で下肢の3大関節（股・膝・足関節）全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者。	◎	
	II	脳原性麻痺 以外で 車いす常 用、使用	2	第6頸髄まで残存 【解説】肩関節周辺の筋力は、ほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）		◎
			3	第7頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈は正常だが、物が握れない）		◎
			4	第8頸髄まで残存 【解説】肩関節首位と肘関節周囲と手関節周囲の筋力がほぼ正常で、指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把握能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）		◎
			5	多肢切断 【解説】上肢・下肢の4肢のうち、3肢を切断し、車いすやいすに座った姿勢で競技する者		◎
	III	脳原性麻痺 （脳性麻痺、 脳血管障害、 脳外傷等）	6	四肢麻痺で車椅子常用 【解説】脳原性麻痺により四肢に著しい可動域制限や協調性運動障害があるもので、両上下肢駆動による車いす使用者		◎
			7	けって移動 【解説】脳原性麻痺による両上肢障害が重度のため、両下肢または片下肢で車いすを駆動させるもの		◎
			8	片下肢で車いす常用、または使用 【解説】脳原性麻痺による片側傷害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者		◎
			9	その他走不能 【解説】脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることができない者	◎	
	IV		10	電動車いす常用 【解説】脳原性麻痺や脳原性麻痺以外の四肢麻痺者で、日常的に電動車いす（JIST9203）を使用している者		◎

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルをいう

※座位で競技する選手（区分2～8および10）の選手で、移動したり方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランプ使用者について、選手1名につき1名の競技アシスタントを認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。